

いわき市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、いわき市労働福祉会館の使用料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長 内 田 広 之

1 施設の名称及び委託先

施設名 いわき市労働福祉会館

委託先 一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター

理事長 安藤 靖雄

いわき市平字堂ノ前22番地

2 委託した歳入

いわき市労働福祉会館の使用料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで